（参考資料４）

国民健康保険運営協議会について

１　設置

国民健康保険法第１１条第２項の規定により、市町村に設置が義務付けられている。

（国民健康保険法第１１条第２項）

国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第**４章の規定による保険給付、第７６条第１項の規定による保険料の徴収その他の重要事項**に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

（同条第３項）

前２項に定める協議会は、前２項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（(中略)、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

上記の規定に基づき、主に以下の事項について審議を行っている。

・予算、決算その他国民健康保険の運営に関すること。
・国民健康保険税に関すること。
・国民健康保険の保健事業に関すること。

２　構成

保険者による自治の観点から、被保険者、保険医療機関等、公益代表を同数設置することとされており、また加えて被用者保険の代表を設置することができる。(国民健康保険法施行令第２条)

なお、任期は３年間とし（同令第３条)、また会長は公益を代表する委員から選ぶこととなっている（同令第４条)。